東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算) (文部科学省)									
事業名	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金			担当部局庁	初等中等教育局		作成責任者		
事業開始 • 終了(予定) 年度	平成23年度			担当課室	児童生徒課		児童生徒課 白間 竜一郎		
会計区分				施策名	Ⅱ-8 教育機会の確保のための特別な支援づくり				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・学校給食法・学校保健安全法・特別支援学校への就学奨励に関する法律			関係する計画、 通知等	・「平成23年(2011)東北 地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の 就学機会の確保等について」H23.3.14付け鈴木文部科学副大臣通知 ・「東日本大震災に伴う学生等への支援について(通知)」H23.4.8付け鈴木文部科学 副大臣通知				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な状況に陥った幼児児童生徒に対し緊急的な就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	都道府県及び市町村が行う東日本大震災により被災し経済的理由により就学困難な状況に陥った幼児児童生徒に対する支援事業(①被災幼児 就園支援事業②被災児童生徒就学援助事業③奨学金事業④私立学校授業料等減免事業⑤被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業⑥専修 学校・各種学校授業料等減免事業)について、既に都道府県に設置されている「高校生修学支援基金」により幅広く支援する。 また、被災地の経済的な復興には継続的な支援が必要であることから、当該基金を3ヵ年(26年度まで)延長する。								
実施方法	口直接実施 口業務委託等 口補助		口補助	口貸付	■その他(交付				
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第 1 次補正	第	2次補正	第3次補正	Ī	 	4	
	-	11,313		-	29, 745		41, 058		
成果目標(アウトカム)	成果指標	里位	年度)	活動指標	活動指標	単位	立 23年月	变活動見込	
	なった者への就学支援事 者全てを支援する制度で	事業は、東日本大震災により経済的に就学困難とった者への就学支援事業であり、支援を必要とする全てを支援する制度であることから、国が一定の目を設定することには馴染まない。		/ロラップット) (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	当該交付金の交付都道府県 数 数		· (47) 47	
単位当たり コスト	(23年度第一次補正 241百万円/47都道府県) 633百万円/47都道府県			算出根拠	出根拠 (23年度第一次補正予算額11,313百万円/47都道府県) 29,745百万円(要求額)/47都道府県				
事業所管部局による点検									
項目					内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				原 適切な就学	「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、 適切な就学支援の実施・多様で手厚い就学支援の実施が示されており、 本事業は、これらの趣旨に基づき実施するものであり、整合性はとれて いる。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				るところであ な状況に陥	被災地から中長期的な就学支援策の実施について強い要望を受けているところであり、被災した幼児児童生徒が経済的な困窮により就学困難な状況に陥ることのないよう、国としてもしっかり継続的な支援を行っていく必要があるため、極めて優先度の高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				各都道府県 ことから効り 類似事業と	事業の実施主体である都道府県に設置した基金を活用することにより、各都道府県における事業の実施状況によって柔軟な執行が可能となることから効果的な事業である。 類似事業として「高校生修学支援基金」があるが、当該基金の対象とは明確に区分されている。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					実施主体は都道府県等 て必要な支援を的確に実 ごいる。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				は、都道府	国は、各都道府県の基金に必要な予算の積み増しを行い、実際の執行は、都道府県が行うこととしており、役割分担は明確である。なお、国は都道府県に対し実績報告を求め、事業の適正を確保している。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				児童生徒を 等において	東日本大震災により、経対象としており、既存事業は状況が刻一刻と変化す 出を求めることにより、記	業とは対象者 「ることから、	が異なる。 適宜都道原	また、被災地 守県に対し事	
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				さ ては、各都 の変更を適	らの要望に基づき予算指 道府県等において迅速な 宜行い、被災地等の現状 行管理を行う。	対応が可能	である。また	と、事業計画	